

～仙台市国民健康保険加入者の皆様へ～ 一部負担金の減額や免除などが 受けられる制度があります

災害

震災、風水害、火災等の災害により、身体に著しい障害を受けるか、または家屋等の資産に重大な損害を受けたとき

不作 不漁

干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁などにより収入が減少したとき

失業

事業の休廃止や失業等により収入が著しく減少したとき

これらの事由により、生活が著しく困難となった方は、医療費のお支払いが減額、免除又は猶予される場合があります。詳しくは、お住まいの区の区役所保険年金課までお問い合わせください。

お問い合わせ

| | |
|-----------|-------------|
| 青葉区保険年金課 | 225-7211(代) |
| 宮城野区保険年金課 | 291-2111(代) |
| 若林区保険年金課 | 282-1111(代) |
| 太白区保険年金課 | 247-1111(代) |
| 泉区保険年金課 | 372-3111(代) |